

厚生労働大臣の定める掲示事項（2024年6月1日現在）

1. 入院基本料に関する事項

- (1) 当院の3階病棟は、地域包括ケア病棟入院料1（49床 看護職員配置加算、看護補助体制充実加算3）を算定しており、1日に13人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と6人以上の看護補助者が勤務しています。なお時間帯毎の配置は次のとおりです。
- 朝8時30分～夕方4時30分まで、看護職員1人当たりの受持数は5人以内、看護補助者1人当たりの受持数は11人以内です。
 - 夕方4時30分～深夜0時00分まで、看護職員1人当たりの受持数は22人以内、看護補助者1人当たりの受持数は44人以内です。
 - 深夜0時00分～朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受持数は22人以内、看護補助者1人当たりの受持数は44人以内です。
- (2) 当院の2階病棟は、療養病棟入院基本料の療養病棟入院料2（看護補助体制充実加算3）を算定しており、1日に11人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と10人以上の看護補助者が勤務しています。なお時間帯毎の配置は次のとおりです。
- 朝8時30分～夕方4時30分まで、看護職員1人当たりの受持数は8人以内、看護補助者1人当たりの受持数は11人以内です。
 - 夕方4時30分～朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受持数は28人以内、看護補助者1人当たりの受持数は28人以内です。

2. 地方厚生局長又は都道府県知事への届出事項に関する事項

- (1) 療養病棟療養環境加算1の施設基準に関わる届出
(2) 薬剤管理指導の施設基準に関わる届出
(3) CT撮影の施設基準に関わる届出
(4) データ提出加算1に関わる届け出（許可病床数200床未満）
(5) 医師事務作業補助体制加算2（50対1）に関わる届出
(6) 診療録管理体制加算2に関わる届出
(7) 感染防止対策加算3に関わる届出（連携強化加算・サベーランス強化加算）
(8) 脳血管疾患等リハビリテーション料2に関わる届出
(9) 運動器リハビリテーション料2に関わる届出
(10) 呼吸器リハビリテーション料2に関わる届出
(11) 入退院支援加算1に関わる届出
(12) 認知症ケア加算3に関わる届出
(13) 在宅療養支援病院3に関わる届け出
(14) 在宅時医学総合管理料に関わる届け出
(15) 情報通信機器を用いた診療に関わる届出
(16) 二次性骨折予防継続管理料2に関わる届け出
(17) 当院は、入院時食事療養（I）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。
(18) 酸素の購入単価（CE…0.19円 小型ボンベ2.36円）

3. 明細書の発行状況に関する事項

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

4. 情報通信機器を用いた診療に関する事項

当院では、情報通信機器を用いた診療の初診の場合に向精神薬の処方はいたしません。

5. 医療情報取得加算に関する事項

当院はマイナンバーカードによる電子資格確認を行う体制を有しております。

質の高い診療を実施するためにマイナンバーカードによる保険情報・医療情報・薬剤情報を取得し、その情報を活用して診療を行っております。

6. 保険外負担に関する事項

当院では、以下の項目について、その使用数量等に応じた実費の負担をお願いしています。

項目	数量	金額	項目	数量	金額	
					組合員	非組合員
浴衣（ガーゼねまき）	1枚につき	2644円	診断書（簡便なもの）	1通につき	1100円	2200円
容器代（容器を返却時、お返しします。なお、再使用いたしません。）	1瓶につき	55円	証明書（簡便なもの）	1通につき	1100円	2200円
マスク	1枚につき	10円	入院証明書（生命保険等）	1通につき	4400円	5500円
イヤホン	1個につき	133円	施設入所用診断書	1通につき	4400円	5500円
エンゼルケア（死後処置料）		5500円	年金用診断書	1通につき	4400円	5500円
			身体障害者用診断書	1通につき	4400円	5500円
			死亡診断書・死体検案書	1通につき	4400円	5500円
			医療費支払証明書	1通につき	550円	1100円
			おむつ使用証明書	1通につき	550円	1100円
			認知症老人に関する意見書	1通につき	550円	1100円

なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、行っておりません。